

岡山県困難な問題を抱える女性等支援調整会議設置要綱

(設置)

第1条 困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援を適切かつ円滑に行うことを目的として、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。）第15条の規定に基づく支援調整会議及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の2の規定に基づく協議会として、岡山県困難な問題を抱える女性等支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 支援調整会議は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議によって組織する。

- 2 支援調整会議に会長を置き、代表者会議の会長は岡山県子ども・福祉部地域福祉課長をもって充てる。
- 3 会長は、支援調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(代表者会議)

第3条 代表者会議は、別表に掲げる関係機関（以下「構成機関」という。）に属する者をもって構成し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 困難な問題を抱える女性等への支援に関する関係機関等の円滑な連携の確保
- (2) 困難な問題を抱える女性等への支援施策に関する方針の検討
- (3) 実務者会議及び個別ケース検討会議の活動状況の把握
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

- 2 代表者会議は、原則として年1回以上開催するものとし、会長が招集し、会長が議長を務める。

(実務者会議)

第4条 実務者会議は、困難な問題を抱える女性等への支援者（以下「支援者」という。）をもって構成し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援者同士の交流の促進
- (2) 支援者等の資質の向上
- (3) 地域における支援の実態把握や支援を行っているケースの総合的な把握
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

- 2 実務者会議は、岡山県女性相談支援センター所長（以下「県女性相談支援センター所長」という。）が主宰する。

(個別ケース検討会議)

第5条 個別ケース検討会議は、支援者をもって構成し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 個別の支援対象者の状況や課題の把握
- (2) 個別の支援対象者への支援方法、スケジュール等の検討
- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 個別ケース検討会議は、支援者が支援対象者への支援内容等の検討に当たり、必要に応じて開催する。

3 前項において、支援機関の長は、必要に応じ他の支援機関の長へ支援者の参加を求めることができる。

(意見の聴取等)

第6条 会長又は県女性相談支援センター所長は、困難な問題を抱える女性等への支援に関し、必要があると認めるときは、構成機関以外の関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 支援調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に違反して秘密を漏らした者は、困難女性支援法第23条及びDV防止法第30条の規定に基づく罰則が適用される。

(庶務)

第8条 支援調整会議の庶務は、岡山県子ども・福祉部地域福祉課及び岡山県女性相談支援センターが処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が支援調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月13日から施行する。

別表

岡山地方法務局
岡山県県民生活部人権・男女共同参画課
岡山県子ども・福祉部地域福祉課
岡山県子ども・福祉部子ども家庭課
岡山県備前県民局健康福祉部福祉振興課
岡山県備中県民局健康福祉部福祉振興課
岡山県美作県民局健康福祉部福祉振興課
岡山県中央児童相談所
岡山県倉敷児童相談所
岡山県津山児童相談所
岡山県男女共同参画推進センター
岡山県女性相談支援センター
岡山県青少年総合相談センター
岡山県教育庁人権教育・生徒指導課
岡山県警察本部生活安全部人身安全対策課
岡山市
岡山市男女共同参画相談支援センター
倉敷市
倉敷市男女共同参画推進センター
津山市
津山男女共同参画センター
玉野市
笠岡市
井原市

総社市
高梁市
新見市
備前市
瀬戸内市
赤磐市
真庭市
美作市
浅口市
和気町
早島町
里庄町
矢掛町
新庄村
鏡野町
勝央町
奈義町
西栗倉村
久米南町
美咲町
吉備中央町
公益社団法人被害者サポートセンターおかやま
社会福祉法人クムレ
岡山県民生委員児童委員協議会